

## IV. 卸売市場流通

---



# 卸売市場流通①

## ～中央卸売市場における取引等の変化～

- 中央卸売市場の数は、昭和55年度から28%減少。今後、人口減少社会を迎える中で、中央卸売市場の増設の必要性は低下。また、地方卸売市場への転換が進んでいる状況。
- せり・入札の方法も、青果で10.6%、水産で17.1%まで低下。
- 卸売業者が減少する中であっても、卸売業者の営業利益率は向上していない。

昭和55年度

|        |        |
|--------|--------|
| 市場数    | 89     |
| 卸売業者数  | 267    |
| 仲卸業者数  | 6,474  |
| 売買参加者数 | 53,717 |

|             | 青果   | 水産   | 花き   | 食肉   |
|-------------|------|------|------|------|
| せり・入札割合 (%) | 76.4 | 41.7 | 99.5 | 86.4 |
| 相対割合 (%)    | 23.6 | 58.3 | 0.5  | 13.6 |

|            | 青果   | 水産   | 花き   | 食肉   |
|------------|------|------|------|------|
| 委託集荷割合 (%) | 83.7 | 41.0 | 99.8 | 93.3 |
| 買付集荷割合 (%) | 16.3 | 59.0 | 0.2  | 6.7  |

|                | 青果   | 水産   | 花き   | 食肉   |
|----------------|------|------|------|------|
| 卸売業者の営業利益率 (%) | 0.37 | 0.59 | 1.17 | 0.20 |

※ 昭和56年度

平成27年度

|        |        |
|--------|--------|
| 市場数    | 64     |
| 卸売業者数  | 166    |
| 仲卸業者数  | 3,278  |
| 売買参加者数 | 24,318 |

|             | 青果   | 水産   | 花き   | 食肉   |
|-------------|------|------|------|------|
| せり・入札割合 (%) | 10.6 | 17.1 | 23.0 | 87.2 |
| 相対割合 (%)    | 89.4 | 82.9 | 77.0 | 12.8 |

|            | 青果   | 水産   | 花き   | 食肉   |
|------------|------|------|------|------|
| 委託集荷割合 (%) | 61.3 | 19.4 | 90.7 | 94.9 |
| 買付集荷割合 (%) | 38.7 | 80.6 | 9.3  | 5.1  |

|                | 青果   | 水産   | 花き   | 食肉   |
|----------------|------|------|------|------|
| 卸売業者の営業利益率 (%) | 0.35 | 0.36 | 0.40 | 0.23 |

※ 委託集荷：卸売業者が、生産者から販売委託を受けて集荷すること。  
買付集荷：卸売業者が、生産者から直接買付けて集荷すること。

## 卸売市場流通② ～生鮮食料品等流通における卸売市場の位置づけ～

- 国内最終消費における加工食品の割合が上昇し、生鮮品等の割合は減少。
- 平成16年の法改正により、中央卸売市場から地方卸売市場への転換に関する規定が措置されたが、それ以降、合計31の中央卸売市場が、比較的規制が緩やかで柔軟な取引が行える地方卸売市場に転換。

飲食料の国内消費に占める  
生鮮品等・加工品の割合

卸売市場経由率

中央卸売市場から地方卸売市場へ転換した市場数

昭和  
50年代

生鮮品等 28%    加工品 44%

青果 86%    水産 86%

- 12%

+ 7%

- 26%

- 32%

31市場  
(平成17年度～)

※ 1市場に複数の部門がある場合、一部の部門の地方卸売市場への転換も1市場としてカウント。

平成  
20年代

生鮮品等 16%    加工品 51%

青果 60%    水産 54%

市場の取引内容は、実際に卸売市場に商品を持ち込まず（商物一致の例外）市場の代金決済のみを利用するものもあるなど、大きく変化。

# 卸売市場流通③ ～卸売市場法の規制について～

- 卸売市場法による様々な規制は、食品流通の実態が変化しているにも関わらず、制定時の昭和46年以来（さらには前身である中央卸売市場法制定時の大正12年以来）、その骨格を維持。
- 地方卸売市場は、中央卸売市場に比べて規制が緩やかであり、地域の実態に応じたルールを定め、適正な取引を確保しつつ、柔軟な取引が行われている。

## 【卸売市場法（昭和46年法律第35号）の枠組み】

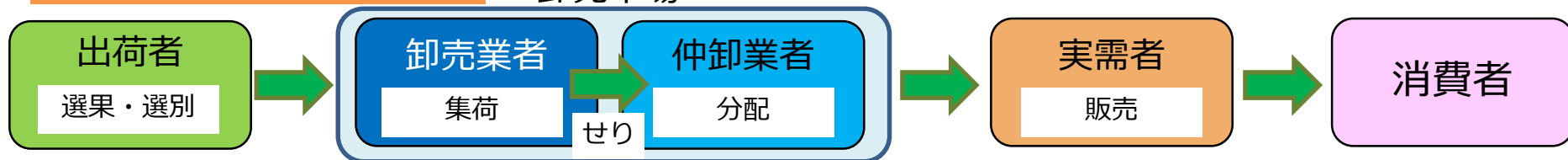
|                      |       | 中央卸売市場（平成28年度末64市場）                                                                                                                                                                                                                  | 地方卸売市場（平成27年度末1,081市場）                                                                                        |
|----------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特 徴                  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な生鮮食料品等流通の中核的な拠点</li> <li>・ 開設者は都道府県や人口20万人以上の市</li> </ul>                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における生鮮食料品等の集配拠点</li> <li>・ 開設者に制限なし（地方公共団体、株式会社、農協、漁協等）</li> </ul> |
| 業者等の<br>許認可、指<br>導監督 | 開設者   | ・ 農林水産大臣による認可（報告徴収・検査、監督処分等）                                                                                                                                                                                                         | ・ 都道府県知事による許可（報告徴収・検査、監督処分等）<br>【必要に応じて都道府県知事が条例で規定】                                                          |
|                      | 卸売業者  | ・ 農林水産大臣による許可（報告徴収・検査、監督処分等）<br>・ 開設者による報告徴収・検査、監督処分等                                                                                                                                                                                | ・ 都道府県知事による許可（報告徴収・検査、監督処分等）<br>【必要に応じて都道府県知事が条例で規定】                                                          |
|                      | 仲卸業者  | ・ 開設者による許可（報告徴収・検査、監督処分等）                                                                                                                                                                                                            | 法律上特段の規定なし<br>【必要に応じて都道府県知事が条例で規定】                                                                            |
|                      | 売買参加者 | ・ 開設者による承認（監督処分）                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                               |
| 取引規制                 | 卸売業者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買取引の方法の設定</li> <li>・ 差別的取扱いの禁止</li> <li>・ 受託拒否の禁止</li> <li>・ 卸売の相手方としての買受けの禁止</li> <li>・ 第三者販売の原則禁止<br/>（卸売業者の販売先を市場内の仲卸、売買参加者に限定）</li> <li>・ 商物一致の原則<br/>（卸売業者の販売を市場内にある物品に限定）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買取引の方法の設定</li> <li>・ 差別的取扱いの禁止</li> </ul><br>【必要に応じて都道府県知事が条例で規定】   |
|                      | 仲卸業者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 販売の委託の引受けの禁止</li> <li>・ 直荷引きの原則禁止<br/>（仲卸業者の仕入先を当該市場の卸売業者に限定）</li> </ul>                                                                                                                    | 【必要に応じて都道府県知事が条例で規定】                                                                                          |
|                      | その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代金決済の確保<br/>（業務規程で定める支払期日、支払方法等により決済）</li> </ul>                                                                                                                                            | 【必要に応じて都道府県知事が条例で規定】                                                                                          |

## 卸売市場流通④ ～卸売業者、仲卸業者等の役割と実態～

- 卸売市場法制定時は、卸売業者＝集荷、仲卸業者＝分配、実需者＝販売という役割分担が明確で、生産地から消費地まで流通ルートが画一的。
- 現在は、仲卸業者のスーパー経営への進出や卸売業者や仲卸業者の市場外の子会社等を通じた流通なども行われており、制度と実態が乖離している状況。

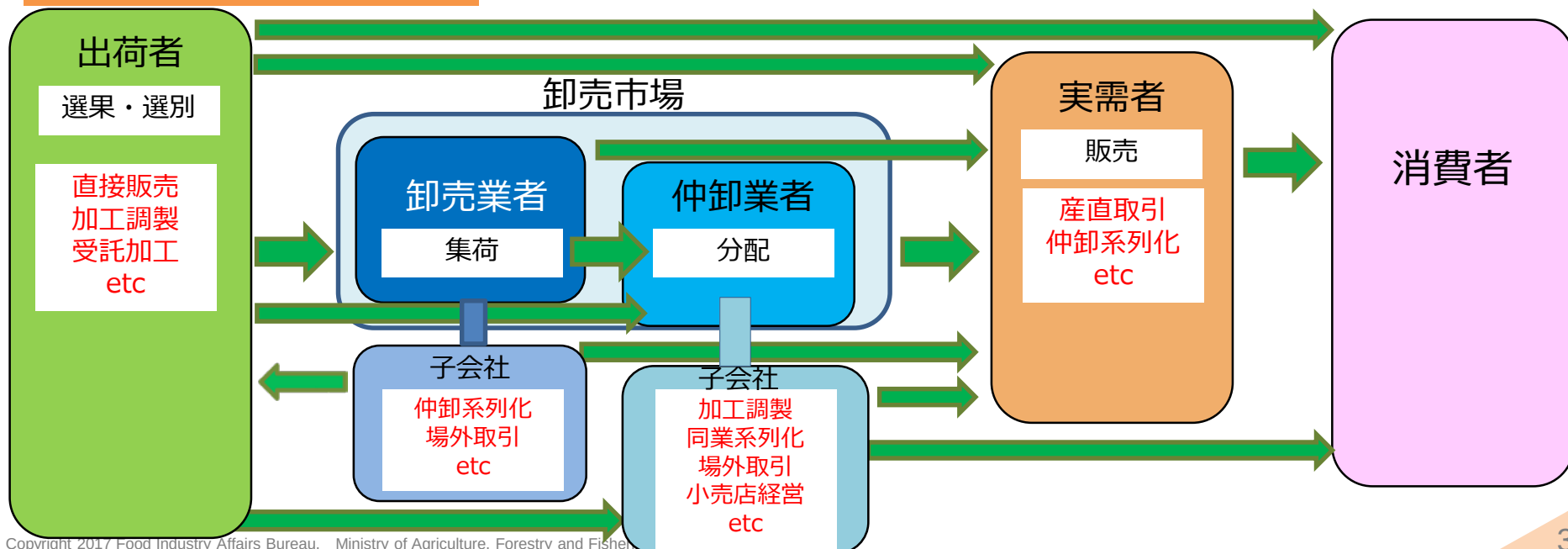
### 法制定時に想定した役割

#### 卸売市場



### 現状 (Current Situation)

#### 卸売市場



# 取引規制①～売買取引の方法の設定～

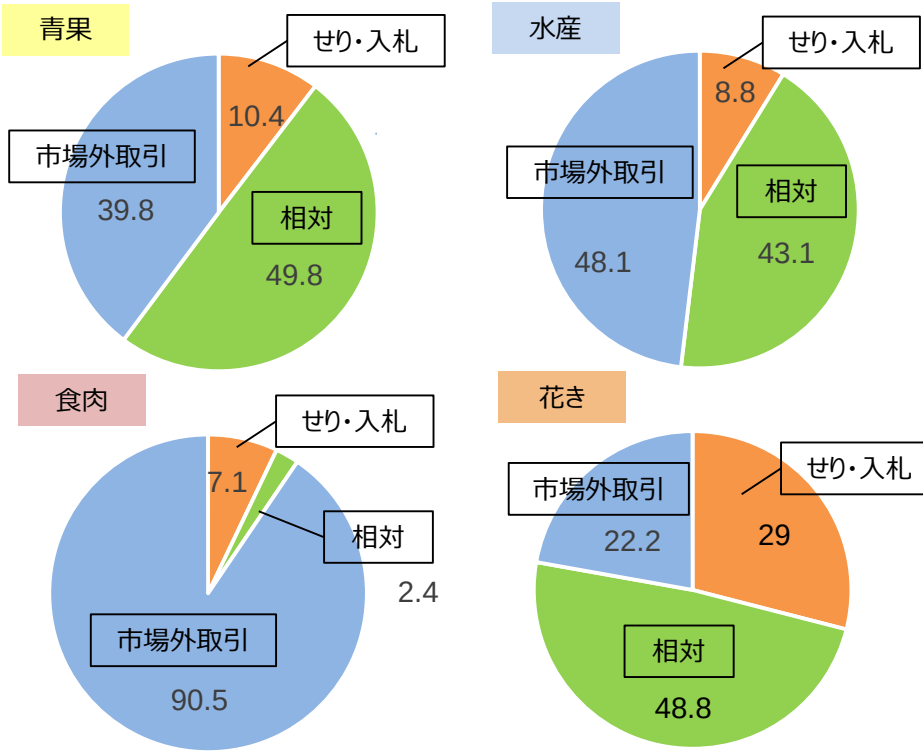
- 中央卸売市場においては、せり原則を廃止し（平成11年改正）、品目ごとに予め定めた売買取引の方法によらなければならない旨規定しているが、これは開設者の判断で、せり・入札によることが適当であるものはせり・入札によらせるためのもの。
- 各品目ごとの売買取引の方法をみると、量販店等の開店時間に間に合うよう出荷する必要がある青果、水産、花きで相対取引が拡大。市場外流通も含めた場合のせり・入札の割合は、青果、水産、食肉で10%程度。

## ■ 売買取引の方法に係る規定（法第35条）

中央卸売市場で行う卸売は、次に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、各区分に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

|      | 生鮮食料品等の区分                                                           | 売買取引の方法                                                |
|------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1号物品 | せり・入札によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの                                 | せり・入札                                                  |
| 2号物品 | 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定割合に相当する部分についてせり・入札によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの | 開設者が品目ごとに定める一定割合に相当する部分についてはせり・入札、それ以外についてはせり・入札又は相対取引 |
| 3号物品 | 1号物品及び2号物品以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの                                    | せり・入札又は相対取引                                            |

## ■ 国内総流通における卸売市場のせり・入札の比率（％）（平成26年度）

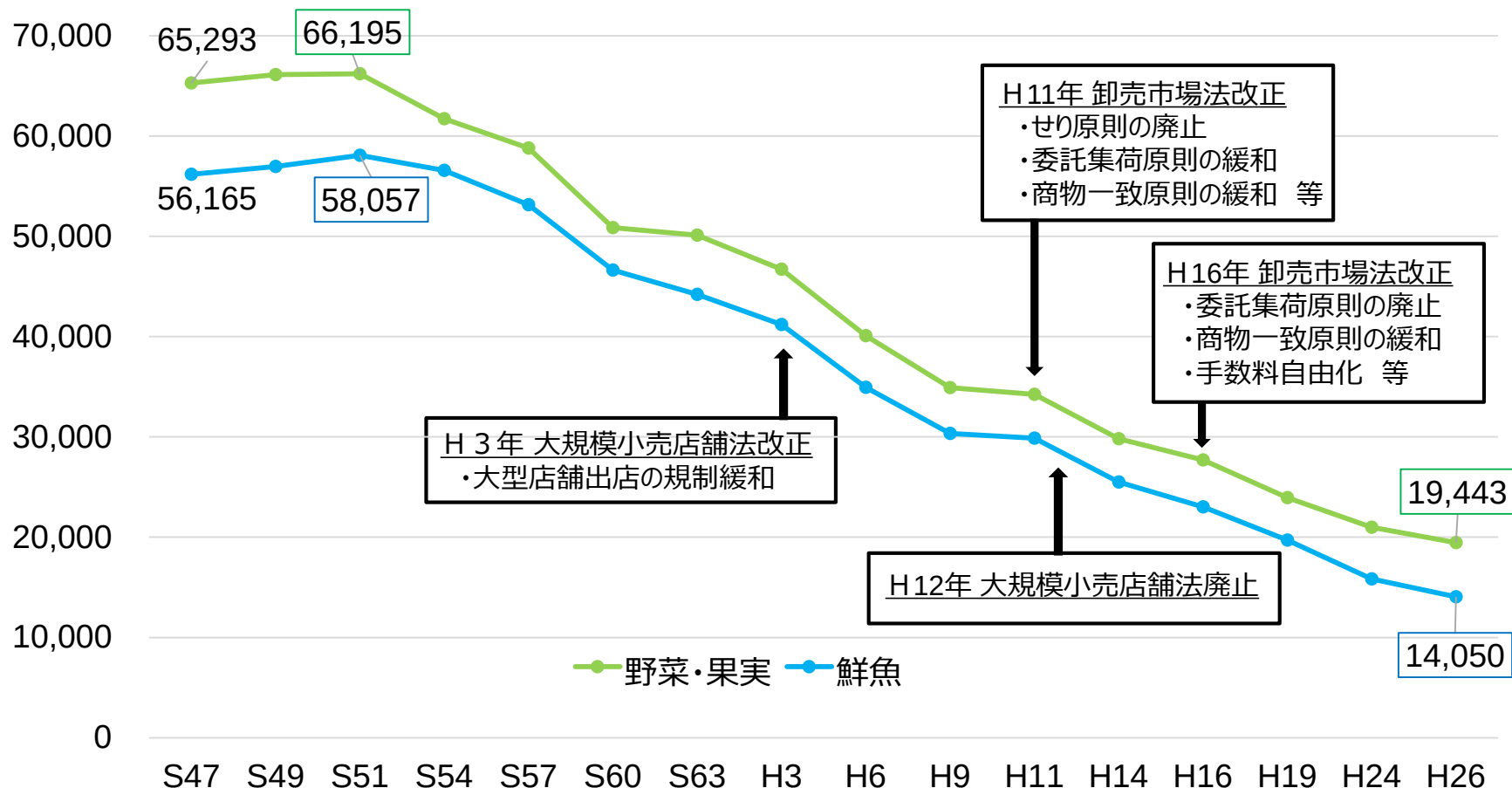


※ 青果、水産、食肉のせり・入札、相対取引割合は、市場経由率（重量ベース）にせり・入札割合（金額ベース）を掛け合わせて計算したもの。

## (参考) 専門小売店の減少と卸売市場法改正の関連性について

- 野菜・果実及び鮮魚の専門小売店数は、昭和51年以降一貫して減少傾向にあり、せり原則の廃止等を行った平成11年・平成16年の卸売市場法改正との明確な関連性は見られない。

### 専門小売店数（野菜・果実、鮮魚）の推移



資料：経済産業省「商業統計表」を基に作成



## (参考) これまでの卸売市場法の改正の概要

| 規制等      |         | 平成11年改正                                                                                                               | 平成16年改正                                                                                   |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取引方法等の改善 | 売買取引の方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ せり原則の廃止（市場・品目毎に、せり・入札又は相対取引を開設者が設定）</li> <li>➤ 併せて、公正・公開・効率の原則を明記</li> </ul> | —                                                                                         |
|          | 委託集荷規制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 買付の特例要件を拡大（予約相対取引による確保義務を履行するために必要な品目を買付けする場合等を追加）</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 廃止（買付集荷の自由化）</li> </ul>                          |
|          | 商物一致規制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 商物分離の特例要件を拡大（予約相対取引の納入先が開設区域内である場合の商物分離取引を追加）</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 商物分離の特例要件を拡大（電子商取引による商物分離取引を追加）</li> </ul>       |
|          | 代金決済    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確実な代金決済を明示</li> </ul>                                                        | —                                                                                         |
|          | 取引結果の公表 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 卸売業者による取引結果等の公表を義務化</li> </ul>                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第三者販売や商物分離の数量、価格等公表内容を充実</li> </ul>              |
|          | 市場外活動   | —                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 開設区域内での市場外での販売活動の兼業を解禁（開設区域外では従来から可能）</li> </ul> |
| 委託手数料    |         | —                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 卸売業者の委託手数料を自由化（H21年4月から施行）</li> </ul>            |

# 取引規制②～差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止～

- 中央卸売市場においては、卸売業者に対し、出荷者、仲卸業者、売買参加者への差別的な取扱い及び受託拒否を禁止している（例外規定あり）。
- 他方、地方卸売市場においては、差別的な取扱いは禁止しているが、法制定時から受託拒否の禁止については法律で規制していない。

## 差別的取扱い及び受託拒否の禁止 (第36条)

- ・ 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務に関し、出荷者、仲卸業者又は売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
- ・ 卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

## ■ 受託拒否できる正当な理由の事例 (「中央卸売市場における業務運営について」(12食流第746号食品流通局長通知)より)

1. 物品が一定の機能を有しているか
  - 衛生上有害な物品等の場合
  - その市場の過去の実績からみてすべて残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であるとして開設者の指定する検査員が認めた場合
2. 施設面での物理的な制約がないか
  - 市場施設の処理能力の超過の場合
3. ルールが遵守されており、権利関係も安定しているか
  - 法令違反又は行政当局の指示・命令があった場合
4. 信義則に反していないか
  - 卸売のための販売の委託の申込みが開設者の承認を受けた受託契約約款によらない場合
  - 市場外取引や他市場での残品の出荷であることが明白であり、かつ、これが同一の出荷者により繰り返し行われ、その量も相当程度ある場合
5. その他
  - 暴力団関係者から販売の委託の申込みがあった場合

# 取引規制③～卸売の相手方としての買受けの禁止、第三者販売の原則禁止、～ 販売の委託の引受けの禁止、直荷引きの原則禁止

- これらの規制は、卸売業者＝集荷、仲卸業者＝分配という役割分担の下に流通ルートを守れるもの。
- 現在では、第三者販売の原則禁止及び直荷引きの原則禁止について、実需者の品揃えを確保するために例外規定が活用されており、その割合は増加傾向にあるほか、子会社等による市場外での取引も多く行われている状況にある。
- 地方卸売市場においては卸売市場法制定当時からこれらの法規制がない。

(参考1) 第三者販売の割合  
上位3市場 (平成27年度)

## 【青果】

1. A市場：32.2%
2. B市場：27.6%
3. C市場：27.2%

平均9.6% (0%～32.2%)

## 【水産】

1. A市場：54.9%
2. B市場：46.0%
3. C市場：42.4%

平均22.5% (0.8%～54.9%)

(参考2) 直荷引きの割合  
上位3市場 (平成27年度)

## 【青果】

1. A市場：40.9%
2. B市場：40.3%
3. C市場：34.8%

平均20.5% (0%～40.9%)

## 【水産】

1. A市場：55.1%
2. B市場：44.4%
3. C市場：43.0%

平均18.2% (0%～55.1%)

卸売の相手方としての  
買受けの禁止

中央卸売市場

第三者販売の原則禁止

卸

卸

仲卸

実需

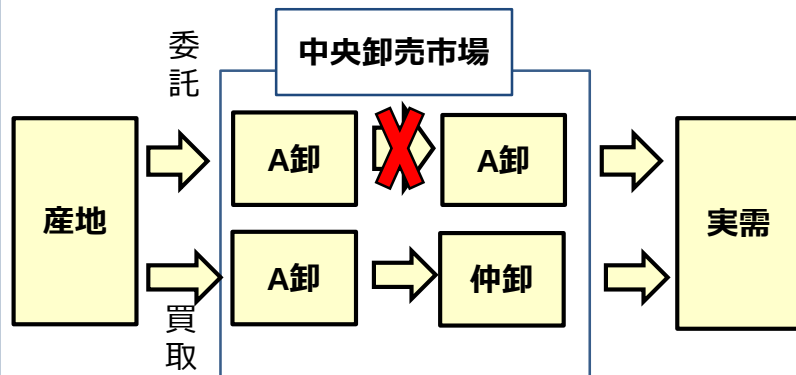
販売の委託の引受けの禁止  
直荷引きの原則禁止

※地方卸売市場は法律上の制限はない。  
(県条例の範囲内で、開設者のルール設定は任意)

## (参考) 卸売の相手方としての買受けの禁止

### 卸売の相手方としての買受けの禁止 (第40条)

- 卸売業者が許可を受けて卸売を行う市場において、その許可に係る生鮮食料品等を卸売の相手方として買い受けてはならない。



## ■ 自己買参権を活用した所得向上の取組事例

### J Fしまね

- J Fしまねは、自ら産地卸売市場（地方卸売市場）を開設。同卸売市場では、J Fしまねは、卸売業者であるとともに、買参人として水産物を競り落とし、大手量販店等に販売。

（ 買い受けた水産物について、うろこや内蔵の除去等の一次加工も行い、店舗が扱いやすい水産物を供給することにより取引を拡大。）

- 卸売業者であるJ Fしまねが自ら水産物を買受け、産地直送の販路の開拓に取り組むことにより、漁業者の所得向上に貢献。

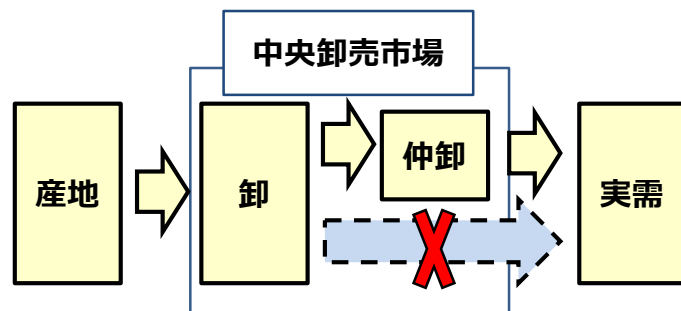
※地方卸売市場については、卸売の相手方としての買受けは法律上禁止されていない。



## (参考) 第三者販売の原則禁止

### 卸売業者の第三者販売の原則禁止 (第37条)

- 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、当該市場の仲卸業者又は売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。



### ■ 第三者販売の原則に対する例外規定の概要

農林水産省令で定める以下の特別な事情がある場合であって、業務規程で定めるところにより、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めたとき。

- ①残品を生じるおそれがある場合
- ②残品を生じた場合
- ③開設区域内転送(調整転送)
- ④開設区域外転送
- ⑤市場間連携
- ⑥業者間連携(6次産業化、輸出)

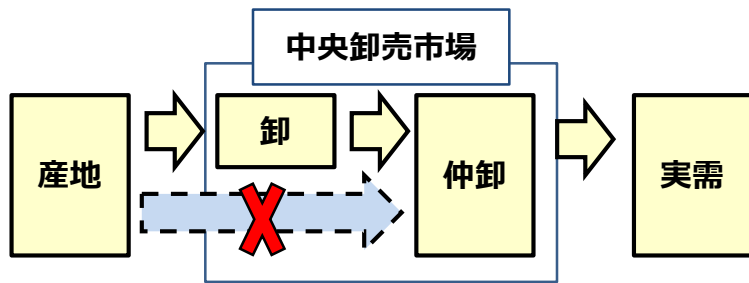
#### 〈例外規定の適用割合〉

|    | 残品のおそれ、<br>残品<br>① + ② | 他市場への転<br>送<br>③ + ④ | 市場間・業者<br>間連携<br>⑤ + ⑥ |
|----|------------------------|----------------------|------------------------|
| 青果 | 34.5%                  | 62.9%                | 2.7%                   |
| 水産 | 76.2%                  | 19.3%                | 4.5%                   |
| 食肉 | 100%                   | 0.0%                 | 0.0%                   |
| 花き | 38.8%                  | 60.5%                | 0.7%                   |

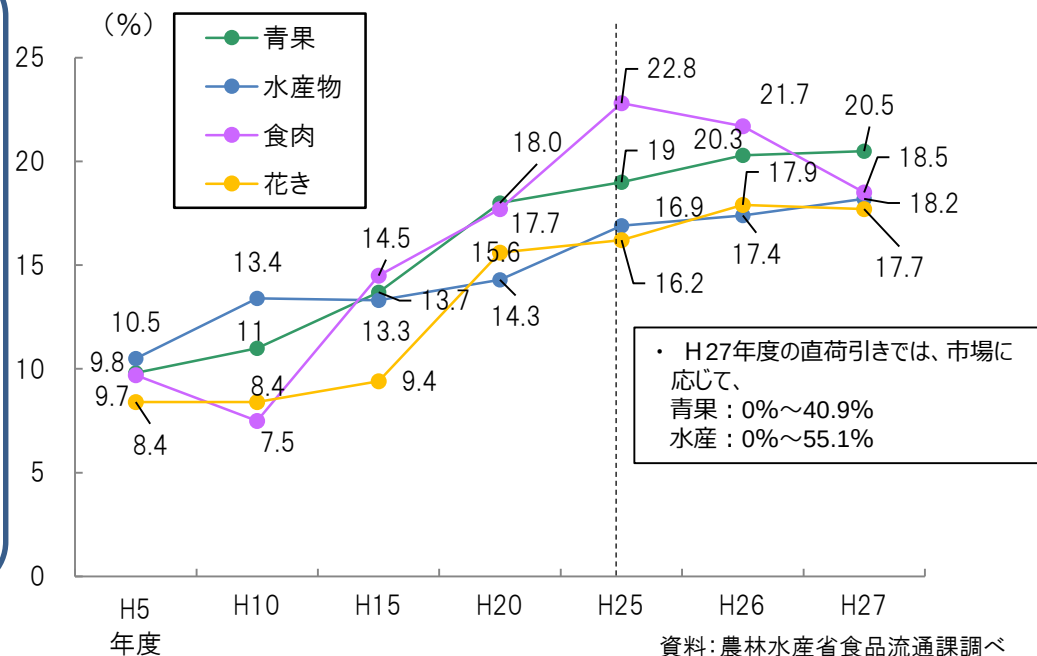
# (参考) 販売の委託の引受けの禁止、直荷引きの原則禁止

## 仲卸業者の直荷引きの原則禁止 (第44条)

- 仲卸業者は、仲卸しの業務を行う中央卸売市場における業務については、販売の委託の引受け及び当該市場の卸売業者以外から買い入れて販売してはならない。



## 直荷引き(中央卸売市場の仲卸業者における自市場の卸売業者以外からの仕入れ)割合の推移 (金額ベース)



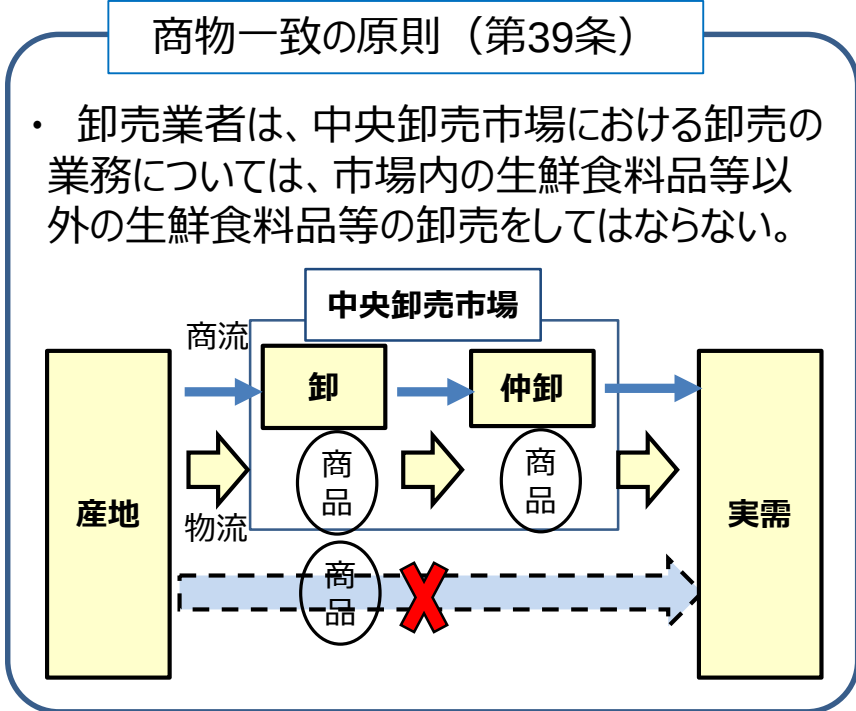
## 直荷引きの原則禁止の例外規定の概要

農林水産省令で定める以下の基準に従い、業務規程で定めるところにより、開設者が当該中央卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき

1. 開設者の許可を得て行う直荷引き、
2. 市場間連携、
3. 業者間連携(6次産業化、輸出)

# 取引規制④～商物一致の原則～

- 中央卸売市場においては、卸売業者に対し、市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売を原則として禁止している（例外規定あり）。
- 他方、例外規定による場外指定保管場所等を多くの卸売業者が活用しており（青果：約5割、水産：約9割）、商物分離取引のほか、子会社等による市場外での商物分離取引も多く行われている状況にある。



## ■ 商物一致の原則に対する例外規定の概要

次のいずれかに該当する場合。

1. 場外指定保管場所にある物品の卸売
2. 予約相対取引であって卸売業者が申請した開設区域内の場所にある物品の卸売
3. 電子商取引

## ■ 中央卸売市場における市場外指定保管場所の状況（H27年度現在）

| 部類 | 卸売業者数<br>合計 | うち指定保管場所を<br>利用している業者数 | 場外指定<br>保管場所数 | 1業者当たり箇所数 |     |    |
|----|-------------|------------------------|---------------|-----------|-----|----|
|    |             |                        |               | 平均        | 最多  | 最少 |
| 青果 | 72          | 34(47%)                | 227           | 7         | 42  | 1  |
| 水産 | 56          | 50(89%)                | 1,409         | 28        | 222 | 1  |
| 食肉 | 10          | 5(50%)                 | 106           | 21        | 44  | 1  |
| 花き | 20          | 2(10%)                 | 4             | 2         | 3   | 1  |

注：「場所数」は、各卸売業者の事業報告書に記載された市場外指定保管場所の数の合計。同一の場所が複数の卸売業者の事業報告書に記載されている場合もあるため重複を含む延べ数。

## ■ 中央卸売市場における予約相対及び電子商取引に係る商物分離取引の実施状況（H27年度現在）

|     |           | 予約相対  | 電子商取引  |
|-----|-----------|-------|--------|
| 青果  | 実施業者数     | 4     | 3      |
|     | 取扱数量(トン)  | 9,091 | 16,754 |
|     | 取扱金額(百万円) | 2,030 | 3,963  |
| 水産物 | 実施業者数     | 1     | 2      |
|     | 取扱数量(トン)  | 550   | 156    |
|     | 取扱金額(百万円) | 371   | 204    |

注：平成27年度は、食肉・花きでの実施なし。

資料：農林水産省食品流通課調べ

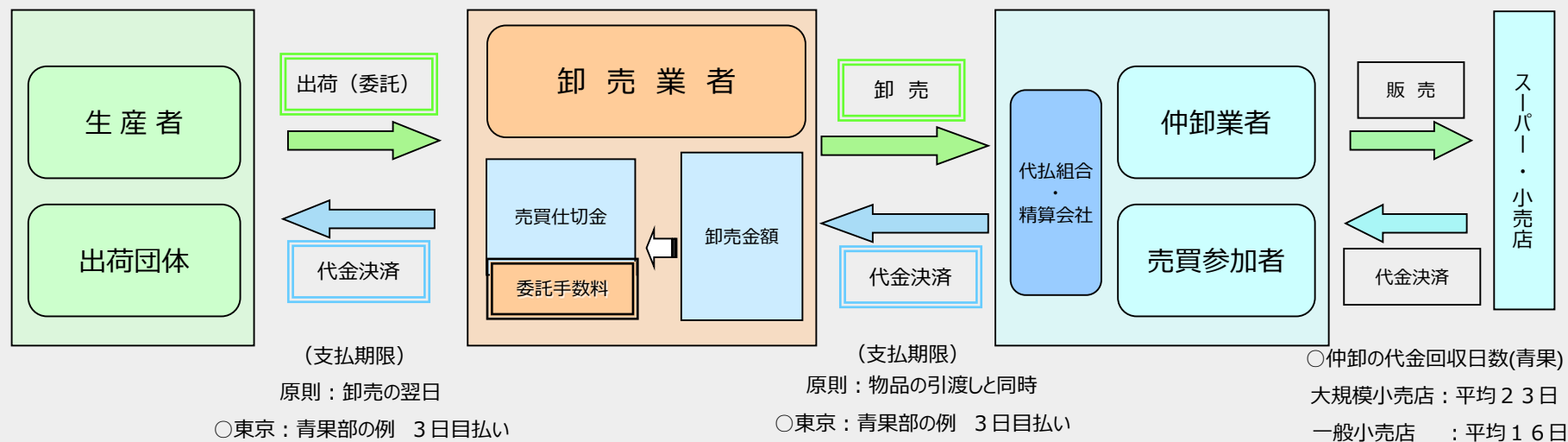


# 取引規制⑤～代金決済の確保～

- 中央卸売市場の代金決済は、業務規程で定める支払期日や支払方法等のルールに従って行うこととされている。
- 卸売業者は、取扱高等に応じた保証金を開設者に預託しなければならないとされている。
- 市場取引の内容は、実際に卸売市場に商品を持ち込まず（商物一致の例外）市場の代金決済のみを利用するものもあるなど、大きく変化。

## 決済の確保（第44条の2）

- ・ 中央卸売市場における売買取引の決済は、支払期日、支払方法その他の決済の方法であって業務規程で定めるものによりしなければならない。

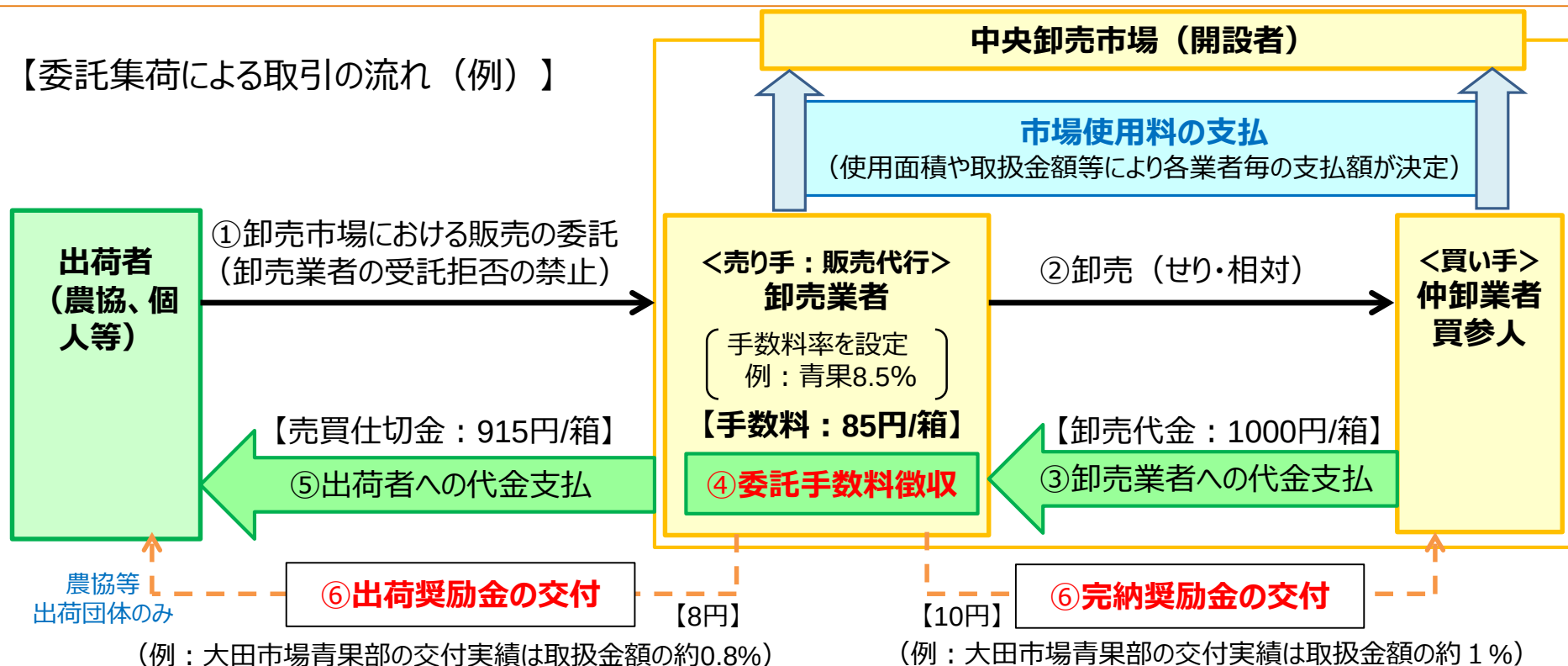




# 運用上の課題①～委託手数料、奨励金～

- 卸売市場の取引価格として公表される価格（卸売代金）には、卸売業者が委託の代価として収受する委託手数料が含まれている。卸売業者は収受した委託手数料の中から、出荷者に対し出荷奨励金を、仲卸業者等に対し完納奨励金を支払っている場合もあり、公表される価格にはこれらの部分も含まれている。  
 委託手数料：卸売業者が行う販売代行サービスの対価  
 出荷奨励金：一定規模以上の出荷を行った出荷団体に対する奨励金  
 完納奨励金：期限内に代金を支払った仲卸業者等に対する奨励金
- 委託手数料の率の決定、出荷奨励金・完納奨励金、使用料の負担等について、国は規制を行っておらず、各中央卸売市場の業務規程等で規定。

【委託集荷による取引の流れ（例）】



# 公正な取引環境

- 食品のうち特に生鮮食品や日配品については、保存性が低く、日持ちのしないという特性が存在。取引上、売り手の立場が弱くなる傾向があり、量販店からの不当な協賛金やセンターフィー負担の要求、従業員派遣の要請、買ったたき等もみられる。
- 農林水産省では、日配品で特売の対象となりやすい豆腐について取引実態を調査し、関係法令に抵触するおそれのある取引事例が報告されたことから、平成29年3月に「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～」を策定。今後、牛乳・乳製品など他品目についても策定に向け取組を実施。

## 【H28 食品産業における取引慣行の実態調査結果】

### <協賛金負担>

- ❑ 販促効果等と勘案して不当に高い協賛金を負担： **34.0%**

### <センターフィー負担>

- ❑ コスト削減分を上回る金額を負担： **38.0%**
- ❑ 算出基準、根拠が明らかにされていない： **65.1%**

### <買ったたき>

- ❑ 不当な値引き（事後値引き）要求があった： **13.4%**  
うち「全て応じざるを得ない」「ほとんど応じている」「ケースバイケースで応じている」： **41.6%**
- ❑ 特売商品等の買ったたき要求があった： **12.9%**  
うち「全て応じざるを得ない」「ほとんど応じている」「ケースバイケースで応じている」： **53.8%**

※ 小売業者との取引について食品メーカー328社からの回答を集計。

出典：（一財）食品産業センター「平成28年食品産業における取引慣行の実態調査報告書」

## 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン ～豆腐・油揚げ製造業～

豆腐・油揚げ製造業について、スーパー、ドラッグストア等との取引実態について調査（アンケート回答企業数145社、ヒアリング実施企業数18社）。

法令に抵触するおそれのある取引事例を踏まえ、問題となり得る事例の例示等を内容とするガイドラインを策定。

### 【問題となり得る取引事例】

#### 包材（フィルム等の費用負担）

- P B商品の販売打ち切りにより、一括購入した包装フィルムの購入費を小売業者に求めたが、受け入れられない。

#### 合理的根拠のない価格決定

- 小売店が「円高還元セール」を実施するため、取引価格引下げを通知され、一方的に価格を決められた。

#### 物の購入強制

- 小売業者の営業担当者から、前年実績を引き合いに出しつつ、季節商品の購入数量の報告を求められ、断れない。

#### 派遣、役務の提供

- 小売業者の要請で、特売期間中の店舗での商品陳列のため従業員を派遣したが、派遣費用の支払いがなかった。